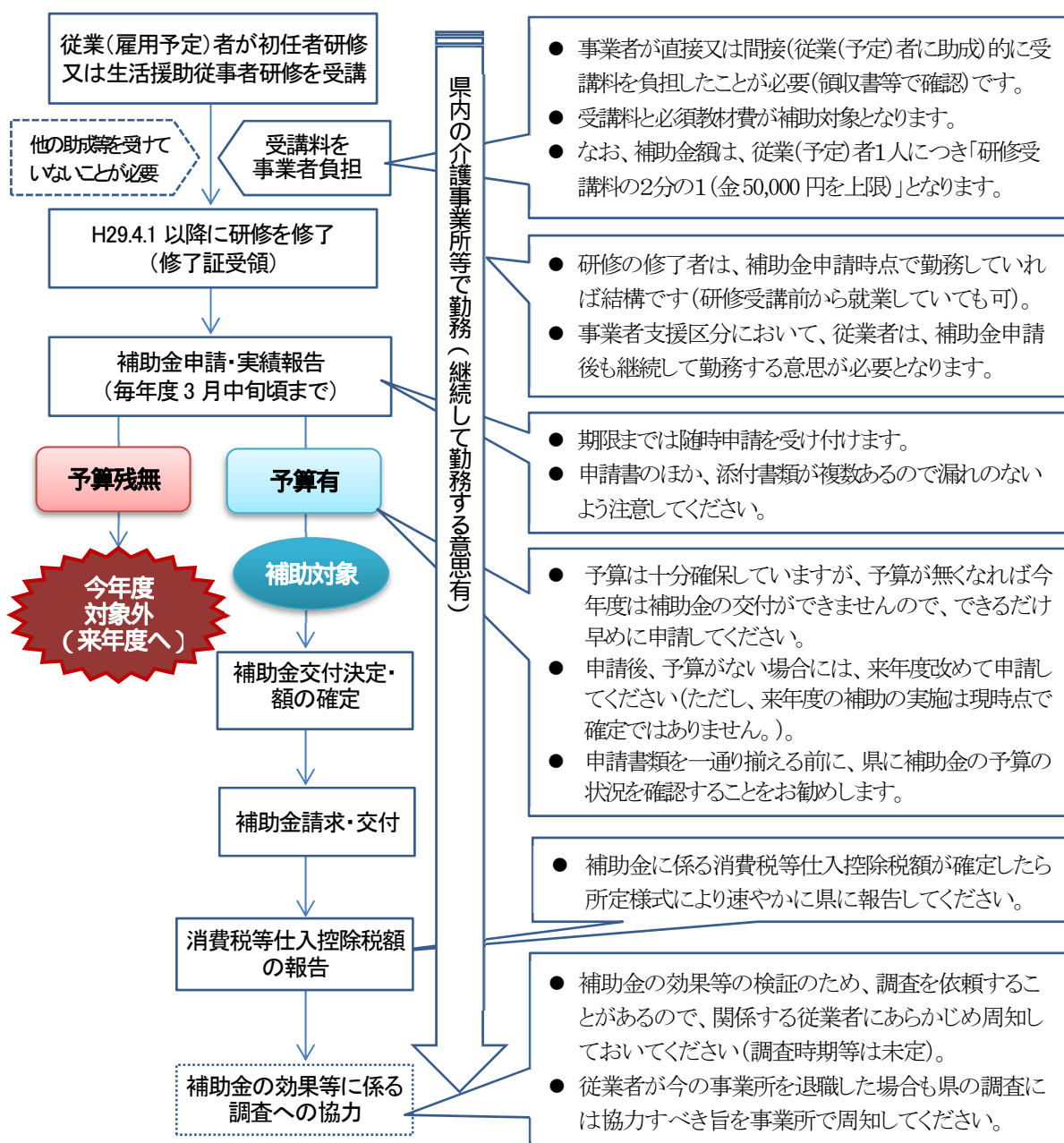


事業者による補助金申請（「事業者支援」区分）

- 個人が負担した研修受講料に対し介護事業者（雇用主）が当該個人に助成した場合や、介護事業者（雇用主）が個人の研修受講料を直接負担した場合、「事業者支援」区分の対象になります。
なお、研修受講料の一部又は全部に対し、国や他の地方公共団体等の制度や事業による助成等がある場合、本補助金は支給できません。
- 大まかな流れは「介護事業者の従業者（雇用予定者も含む）が H29 年度以降に研修を修了→申請時に当該事業者が運営する県内介護事業所等で勤務（研修受講前から勤務していても可）→期限までに補助金申請→補助金請求→（予算があれば）補助金交付」となります。
- 事業者支援区分における従業（予定）者の勤務に係る条件として「補助金申請時点で勤務」かつ「補助金申請時点で継続して勤務する意思」が必要です。なお、事業者の補助金申請時に、従業者に の意思があることを確認させていただきます。
- 予算の関係で当該年度の補助から漏れた場合や、申請期限（毎年度 3 月中旬）後に研修が修了した場合は、次年度の補助金申請を可能とする予定です。



個人による補助金申請（「受講者支援」区分）

- 個人が研修受講料を負担した場合に、その個人に対し補助金を交付する区分（受講者支援）です。
個人が負担した研修受講料に対して介護事業者（雇用主）が個人に助成した場合や、介護事業者（雇用主）が個人の研修受講料を直接負担した場合には、「事業者支援」区分での対応になります。
なお、研修受講料の一部又は全部に対し、国や他の地方公共団体等の制度や事業による助成等がある場合、本補助金は支給できません
- 大まかな流れは「H29 年度以降に研修を修了→申請時に県内介護事業所等で勤務（研修受講前から勤務していても可）→期限までに補助金申請→補助金請求→（予算があれば）補助金交付」となります。
- 勤務に係る条件として「 補助金申請時点で県内介護事業所等で勤務」かつ「 補助金申請時点で継続して勤務する意思」が必要です。なお、補助金申請時に の意思があることを確認させていただきます。
- 補助金申請にあたり、勤務している事業所に記載してもらう書類もあります（在職証明）
- 予算の関係で当該年度の補助から漏れた場合や、申請期限（毎年度 3 月中旬）後に研修が修了した人については来年度の補助金申請を可能とする予定です。

